

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止
対策マニュアル

令和8年10月

(公財) ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社

1 はじめに

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止対策の背景

近年、求職者に対するセクシュアルハラスメントが大きな社会問題となっています。

令和8年10月1日からの防止対策義務化に伴い、当公社におきましても必要な対策に取り組むことといたしました。

2 求職者等におけるセクシュアルハラスメントの定義

求職者等におけるセクシュアルハラスメントとは、次のように定義されます。

『当公社職員（嘱託職員、臨時職員を含む。）による性的な言動等により、求職者等の求職活動等が阻害されるもの』

なお、求職者等に対するセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれます。被害を受けた者の性的指向又はジェンダーアイデンティティも問われません。

3 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

当公社は、求職者・学生のみなさまが安心して求職活動ができるよう、人格と尊厳を尊重し、セクシュアルハラスメントの防止に取り組みます。

4 求職者等に対するセクシュアルハラスメント

採用面接・インターンシップ・職場見学など、すべての採用活動の場面で以下の行為を禁止しています。

- 性的な冗談やからかい
- 容姿・身体・服装への不必要な言及
- 恋愛・結婚・性的指向などの不適切な質問
- 食事や私的交際の要求
- 性的な画像・動画の閲覧強要
- 身体への不必要な接触
- 採用と関係のない私的・性的な要求

「求職者等が望まない性的な言動は、セクシュアルハラスメントに該当する可能性があります。」

5 防止のための取り組み

- 職員への周知・教育・啓発の実施
- 面接は適切な場所・方法で行い、二人きりの状況を避けます
- 応募・連絡は公式の手段に限定

- ・ 事案発生時は速やかに事実確認し、適切に対応します

6 懲戒処分

就業規則に定める懲戒事由に該当するハラスメント事実が認められた場合、懲戒処分を行います。業務時間内であるか時間外であるかを問わず、ハラスメントを行った職員に対しては厳正に対処します。

ハラスメントの事実を通報した相談者に不利益な取扱いはいしません。また、相談者や通報者本人に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った職員がいた場合、上記と同様、就業規則に基づく懲戒処分を行います。

7 相談窓口の設置

当社は、求職者に対するセクシュアルハラスメントに関する相談を受け付けています。プライバシーに配慮し、迅速かつ公正に対応します。相談したことによる不利益な扱いは一切ありません。

① 相談窓口

総務課 電話：029-275-8888 メール：soumu@h-lcs.jp

② 相談方法

- ・ 対面、電話、メールで実施する。

③ 相談窓口の周知

- ・ ホームページ・職員募集案内への掲載により周知する。